

令和7年度防災行政無線同報系操作卓更新工事

公募型プロポーザル方式実施要領

令和7年(2025年)5月

茅野市 総務部 防災課

1 目的

茅野市(以下、「本市」という。)では、防災行政無線同報系の操作卓を更新するにあたり、専門的な知識ノウハウの豊富な事業者から優れた提案・支援を受けることにより、発注者における防災情報伝達の課題を解消し、無線設備の充実のみならず、より強固な防災情報伝達を実現し、より安全なまちづくりを目指すことを目的とする。

2 工事概要

- (1)工 事 名 令和7年度防災行政無線同報系操作卓更新工事
- (2)工事内容 別紙の「基本仕様書」による。
- (3)発 注 者 茅野市長 今井 敦
- (4)履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
※契約締結日は、令和7年8月下旬を予定している。
- (5)事業限度額 金114,741千円(消費税及び地方消費税を含む。)
※この金額は見積合わせ時の予定価格となるものでない。

3 事業者の選定方法

本工事は親局設備の更新であるが、子局の更新方法や変調方式の選択、既存設備の有効利用などを総合的に判断して決定する必要がある。

よって、「茅野市プロポーザル方式実施要綱」に基づき、プロポーザルにより提案者を公募し、総合的な見地から判断して最も適した提案者(以下、「特定者」という。)を特定することとする。

4 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

ただし、提案者が、提案書の提出から契約の締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当しないこと。
- (2) 60MHz帯同報系防災行政無線機器の製造会社または、当該製造会社から機器供給証明書を受領しているものであること。ただし、同一の機器製造会社または同製造業者の関係する1者のみの参加とし、複数の参加は認めない。なお、資本関係等にある企業全体で機器供給証明書は1枚のみ有効とする。
- (3) 平成27年4月1日以降、国または地方公共団体と60MHz帯同報系防災行政無線システム(親局設備及び屋外拡声子局設備を含むこと)の構築業務を元請として契約を締結し、完了した実績があること。また、当該システム構築後の保守管理の契約を締結した実績があること。
- (4) 茅野市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成21年茅野市告示第98号)の規定による入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 茅野市暴力団排除条例(平成24年茅野市条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

- (6) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (7) 本工事を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有し、以下の要件を満足していること。
- ア 国税又は地方税を滞納していないこと。
 - イ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがされていないこと。
 - ウ 会社更生法(昭和 27 年法律第 127 号)に基づき校正手続を行っていないこと。
 - エ 有効な経営事項審査を受けていること。
- (8) 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第24条の2第1項による点検事業者の登録を受けていること。
- (9) 事業者要件
- ア 本市と直接、工事請負契約が締結できること。
 - イ 長野県内に本社、支店、支社または営業所があること。
 - ウ 本市担当課等との連絡調整、打合せ等に適切かつ迅速に対処し、工事内容を確実に履行できること。
 - エ 本プロポーザルへの参加は、自社及び関連会社を含めて1者のみとする。
- (10) 技術者における資格要件
- 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- ア 電気通信工事に係る主任技術者となりうる資格を有していること。
 - イ 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

5 選定方法

(1) 実施方式

公募によるプロポーザル方式

(2) 審査方法

一次審査(書類選考)及び二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

(3) スケジュール

契約までのスケジュールは次のとおり

No.	内 容	日 程
1	公告	令和7年5月21日(水)
2	現場説明会(要予約)	令和7年6月10日(火)午後3時まで
3	質問受付期限	令和7年6月20日(金)午後5時まで
4	質問回答日	令和7年6月24日(火)
5	参加申込期限	令和7年6月30日(月)午後5時
6	提案書等提出期限	令和7年7月7日(月)午後5時
7	一次審査(書類)結果通知	令和7年7月10日(木) 予定
8	二次審査(プレゼン)の実施	令和7年7月中旬 予定
9	選定結果通知	令和7年7月下旬 予定

10	仕様の決定	令和7年8月初旬から中旬
11	見積書提出	令和7年8月20日(水)予定
12	契約締結	令和7年8月25日(月)予定

6 現場説明会

希望者には、現行システムおよび操作卓設置環境の確認等のため、現場説明会を実施する。ただし、事前予約がなければ対応しない。

※現場説明会受付期限:令和7年6月10日(火)午後3時まで

7 プロポーザル参加表明(参加申請書の提出)

(1) 受付期限

令和7年6月30日(月)午後5時まで

(2) 提出場所

茅野市役所 3階 総務部防災課 (茅野市塚原 2-6-1)

(3) 提出方法

提出場所に持参すること。

(4) 提出書類

No.	書 類 名	正本部数	副本部数	様 式
1	プロポーザル参加申請書	1部	—	様式第2号
2	企業概要(パンフ等)	1部	1部	任意様式
3	経営事項審査結果通知書	1部	1部	写し
4	建設業許可書	1部	1部	写し
5	電波法による登録点検事業者	1部	1部	写し

8 企画提案(提案書の提出)

(1) 受付期限

令和7年7月7日(月)午後5時まで

(2) 提出場所

茅野市役所 3階 総務部防災課 (茅野市塚原 2-6-1)

(3) 提出方法

提出場所に持参すること。

(4) 提出書類

No.	書 類 名	正本部数	副本部数	様 式
1	提案書	1部	6部	任意様式
2	見積書	1部	6部	任意様式
3	維持管理更新費用	1部	6部	任意様式
4	実施体制表	1部	6部	任意様式
5	工事实績調書	1部	6部	任意様式

※留意事項

No.1提案書

- ・ 規格は、A4 判の任意様式とし、A3 判の折畳み可とする。
- ・ 連絡先(担当者氏名、電話・FAX 番号、電子メールアドレス等)を必ず記載すること。
- ・ 事業目的や基本仕様書を踏まえ、詳細な工事仕様について提案すること。
- ・ 本工事を実施するにあたり、特にアピールしたい事項又は優位性について、図等を用いて、わかりやすく明記すること。
- ・ 資料の作成にあたっては、内容をわかりやすく簡潔な表現を用い、専門家でなくても理解できる記載とすること。

No.2見積書

- ・ 法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ・ 内訳書を添付すること。
- ・ 本工事費(令和7年度分)の見積書を作成すること。

No.3維持管理更新費用

- ・ 操作卓更新後、10年間の年度毎の維持管理費用について記載すること。
- ・ 令和8年度以降の公認継続に必要とされる改修に係る概算見積書も別途作成すること。
- ・ 年度毎の費用、その内訳が分かるように計上すること。

No.4実施体制表

- ・ 現場代理人及び技術者の氏名、資格、経験等を記載すること。
- ・ 下請業者を含めた実施体制を記載すること。

No.5工事实績調書

- ・ 本工事と同種工事の実績について、「名称、発注者名、期間、契約金額、内容等」を記入すること。ただし、公表できる範囲で構わない。

9 審査に関する事項

(1) 一次審査(書類選考)

ア 審査方法

提出書類審査にて二次審査に臨める上位3社程度を選定する。なお、応募者が1者の場合であっても、本市の評価基準に従い審査を行うものとする。

イ 結果の通知

結果及び二次審査に係る詳細を電子メール又はその他の方法により通知する。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)

ア 審査方法

一次審査通過者に対し、プレゼンテーションおよびヒアリングを行う。

イ 選考時間

1事業者あたり説明準備10分、説明30分、質疑応答20分、計60分を予定する。

ウ 説明方法

説明は提案書に沿って進めること。ただし、システム等のデモンストレーションを実施する

場合は、専用機器等の持ち込みは可とする。

エ 出席定員

4名以内

オ 機材

モニター等は発注者が用意するが、パソコン等は提案者が用意すること。

(HDMI端子対応)

(3) 審査結果の公表

ア 特定者への連絡は、審査会で特定された後、速やかに電話で連絡する。

イ 審査結果の公表は、茅野市ホームページにより公表する。なお、電話による問合せは応じない。

(4) 審査結果への疑義、質問

提案者は、審査結果について疑義がある場合は、公表日の翌日から起算して7日以内に、書面(様式任意)により、その理由の説明を求めることができる。

なお、他者の結果等についての問い合わせには、回答しない。

10 提案者の特定

(1) 提案者の評価は、審査会が行う。

(2) 審査会は、提案者の提案内容を数値化して評価する。

(3) 一次審査及び二次審査の合計点が最も高い提案を採用し、特定者とする。

(4) 特定者の提出書類または提案内容に虚偽があることが判明した場合、次点の提案者を繰り上げて特定者に決定する。

(5) 審査会で特定された提案内容について市と特定者が協議して決定するため、提案時の条件及び仕様等について修正を行う場合がある。

11 契約に関する事項

(1) 契約の手続き及び契約書は、茅野市財務規則(昭和 57 年 4 月 1 日規則第 6 号)によるものとする。

(2) 契約締結後においても、本事業の遂行にふさわしくない事項(反社会的行為等)が明らかになった場合には、契約約款に基づき、損害賠償等を求めることがある。

(3) 本事業実施にあたっては、発注者は契約金額の範囲内で完成するものとし、契約の変更は認めない。ただし、本市の都合により変更を必要とする場合は、その時点で請負者と協議のうえ、書面で定める。

12 契約不適合責任

(1) 操作卓システムの引渡し後1年間は、受注者が提供した機器等の構築上において契約不適合が生じた場合、受注者は速やかに、かつ、無償で修復しなければならない。

(2) 本市は、契約不適合による損害を被った場合、受注者へ損害の賠償を請求することができるものとする。

13 その他

- (1) プロポーザルに係るすべての費用については、参加申込者の負担とする。
- (2) 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 本市に提出された提案書等の提出物は、本事業の事業者選定以外には使用せず、本市が任をもって保管、廃棄するものとする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、虚偽の記載をした事業者に対して入札参加停止の措置を行うことがある。
- (5) 提案書等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は事業者が負うものとする。
- (7) 提案書等の作成のために本市から入手した資料があった場合は、提案書等の作成以外の目的で使用してはならない。
- (8) 令和8年度以降において、特別な事情により予算執行が困難となった場合は、本市は契約を締結しない、または契約を解除することができる。なお、これに伴う事業者の損失について、本市は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 選考結果に対する質問には回答しない。
- (10) 提案者は、参加申請書の提出をもって、本要領の記載内容に同意したものとする。

14 問合せ先

〒391-0011

長野県茅野市塚原 2-6-1

茅野市 総務部 防災課

電話:0266-72-2101 内線 182.183

FAX:0266-72-9040

電子メール:bousai@city.chino.lg.jp

